



Title	国民社会の研究 第22巻
Author(s)	鈴木, 栄太郎
Issue Date	1962-09-27
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/78349
Type	manuscript
Note	『鈴木栄太郎著作集7(国民社会学原理ノート)』を出版した際のソースとなった原稿である(同書内での言及による)。
File Information	1025_0140.pdf



[Instructions for use](#)

Standard Note

MADE OF FINEST PAPER
PREPARED IN TOKYO

40

國民社會の研究

第二十二卷

昭和三十一年一月二十三日



国策パルプ専弘工場特濾紙使用

ESD - NOTE

目次

マカサシの歴史と文化 1

連の北海を古くは狩と近代の家 1

おけも統治の意 1

マカサシの歴史と文化 1

おけも統治の意 1

マカサシの歴史と文化 1

おけも統治の意 1

マカサシの歴史と文化 1

おけも統治の意 1

マカサシの歴史と文化 1

おけも統治の意 1

マカサシの歴史と文化 1

おけも統治の意 1

マカサシの歴史と文化 1

おけも統治の意 1

マカサシの歴史と文化 1

おけも統治の意 1

マカサシの歴史と文化 1

スガキの軍政宣言

「私がかつて幾度も遠くのアレキサンダー、
シーザー、ナポレオン、その他をこれがいや
ちうといふニコト同じことを経験して
偉大な偉人たちの例やあやまらば、私の
胸中を去去した、懐く……」

近代史とは、いかに賤民の口民の口鏡

統治に成功するといふはほとんど奇蹟的な出来事

を果して実現する者たる者か、と私は自問しん

私の抱いた疑念は、おわめて大きく、私の不安

も大いに実質的なものなつて、しかし疑念はこの

疑念が私にとっては最大の不安へととなり、

不安が私のもつ最大の力の源泉となつた。

高橋司令官に任命された時向ふは

その後天皇より本政府の機嫌を通じて実

施したから進めよう申すための政策を作り

おぼえていた。私は日本の行政組織、その弱點

と長といたしたものを実行の力を入れていたが、

私やちやちやと考えても一連の改革の日本を

現代の進歩的な思想や行動しなくてはなら

なくには従つて感してゐた。また軍部力を

粉砕する。次に、戦争犯罪者を処刑し

代表制に基づく政治形態を築き上げ

け。憲法を近代化する。自由選挙を行

い婦人に参政権を与え、政治犯を釈放

し、市民を解放す。自由な労働

即ち第一、自由経済を促進し好意を

以て際限を廢止す。自由を責任とす

我同を育す。教育を自由化し、政治的

権力の集中排除を期す。多し、宗教を

口衆を分派せし。マカサ、回教

大、婦、日本、録、片、疑、或

マカサ、軍政の、手、協、合、作、は、軍

事力を、精神、す、ま、下、それ、よ、つ、神、法

的、代、仰、の上、に、如、事、こ、七、日、本、を、禪、に、し、完

全、口、各、力、ル、し、て、その、上、に、人、向、尊、重、の、精

神、の、上、に、す、つ、民、之、主、義、の、自、由、の、正、義

5

建設しようとしたのである。代表制にも

とつく政治形態を築きあげ、憲法を近

代化すし自由選挙を行わ。貴氏と婦

人と政治制度を古い抑束から解放す。

思想の自由、経済の自由、教育の自由。

自由な労働運動。財産による階級の

廃止。自由の責任を我々の責任に

を人権を重んずるを實現せやうと期待す

宣言した。この大勅令

これは従来の日本における政治史の

中に突如とれたものではないものである。

選挙の制は、実行されず、既に久しい

か、不正と暴力に陥染され、婦人や
政治家や中央民は制五上如何に平等
となり公正な権利はもていてもなき
に等しい。

神話と暴力のみに奴隷化される
いゝ日本人はマシカ、その言葉は
同じで蔑視しなすありか、その民の歴史牙を
けと余力をなすといふが、この

然し今日この言葉は、この言葉
が如何に救世目的のものか、
知事が出来る。この言葉はかつて
日本を統治した統治者のどの一人

憲法がかりし方何れも改定を

約束しているものではない。

この力と力の宣言が実現しないのは

何れも彼は日本国民を人間の

集まりと認めていないと真に思う。その

二紙の法は在る集りの人々の中から

選出された代表制を

これからの日本の政治形態の根本に

期待しているにすぎない。法の「若くは

治め」人も人々の中から選出をされ

てその原則の上で政治形態

では、治者と被治者が別々の世

男にいたるのてなごを言明してつゝ。おし
る方が他方より擧取するのみを
考へる政治であらう。他方を自
分と同格な人間と作らなく累に自
分の生活のため役立つ累存の力の
に過るや否や考へるわよ。おはたへ。
治者と被治者^と村長の立場を考へ
る政治下あり。被治者^とを以て
服従しては。被治者として。生殺
奪脱の權を自分握るわよ。弱
者として。口舌を吐めて素直な
ひ。日本の政治家の態度に於いて
お

死にたい人の民を主として憐れむべき
元は正に晴土の御辭書である。
治めよと云ふ話のいわく著し若し人同
下ありし^{人同の中}商者な人同を置あしう
政治にあたらうせよと云ふも此の如く
民を主として憐れむべき^{は死にたい人の民}
著のあつた時より早や三十餘年
に實際にしている。

一月二十七日

マッカーサーは回書にのちに敗退
戦前までの日本にフランクの様に
あつた。

さ水といふ。いわゆる岩陰奥想と縁
工水たものすゝみの深に宿す。邪鬼の
見なす水、秘密教の密大あうゆ。
家庭にはいり込んでるういつた思ひつ
の持主を嫁かし手おいしく強圧した。
我が五十年子に。この密と共際と味は
水。秘密教の密に「岩陰奥想」のカタ
ひまら。桶と水た日本口民ほほとんと不
万人に著しといふ。日本はまさには神話から
板けあたような口たつたのであす。

マカシの神話
水一編

近代口家の名も估す。そのは世史

的に、民権の象として、日本は、當時の大
嶋の如く近代の象として、進歩の象として、
進歩の象として、然し、當時より今日では
進歩の象として、近代の象として、
進歩の象として、
進歩の象として、

(18) 又 説

ソ連の横断

邦史

三九一、二三報日誌

ソ連の横断 邦史 日本占領

ソ連の北海道に占有論と近代の日本

ソ連統治の歴史

ソ連は連合軍が日本を占領した為

初にマカサトに日本三分福北海道

ソ連統治を根拠して半信半疑的

ソ連の統治の歴史を述べてみるが、
(論)

この場合ソ連は北海道を日本が

切斷してソ連の統治下に回す必要が

あるが、ソ連は何の為に提出したのか

ソ連が北海道に占有論の歴史の

目的と類を述べているが、これは

どうもソ連の主張の背景を

述べているが、これは同様の

の案は解決されず、遂に各社に
行つたところであつた。朝鮮の南北
中口の一方、独逸の東西皆中国
様であるが、この場合、遠く渡
野は、隔けを許すのみならず、同
じ工作である。

共産主義の環流の如く、その中心は
世界の中心に在り、其の勢力も
之より共産主義は、社会主義の
発展の爲の必要の条件である。此の
一、その考の根柢は、誤りである。
然るに、速かたも、其の勢力は、

直接
向接

その一部を共済をなして一連の統

治下に置く事は二統治さぬも人々

の幸福の爲に大なる利益の如くする

のであか。又は一連の〇家としての

勢力の拡大の爲の混同と見て

をりすと思ふか。否か向見である

北海道を統治するといふかした事

に違は北海道住民の幸福の爲に

統治せよといふ事か。否か。否

して一連の〇家統治した事

の爲に統治する事か。否の何長

又統の統に統取するの土地の統治

聯合口軍會議に於ける

① 之の通り聯の代表は降伏の日

本に好する聯合軍の取柄は

甘まずきよと合意の中へ可決し

といふ。聯合は日本をルン

イタナナヤカ多外であると言

レてゐる。其の聯合の録法下

北海道が入つてゐた。降伏

懲罰の感情をもちつていふ。とん

な降伏は其の事でもありあ

る。其の善悪の福音を指さす

のみの傳へが、と自いしくさ

たてあう。

ナレども多く利用する。おてあ

の日本人漢夫口境線侵犯の

捕虜として弗も右突北ハホ

このタンのお右の定北米より

つ聯が北海道民に對して人

善悪や幸福をナレども考えて

然るとはとて考へる。とん

こへりヤの抑ふた多数の將兵

の殆ど酷使して多数の日本人

酷使の至死に至らしめ

無敵に一人の人同的留置

力による。武力による。歴

マッカーサーの天皇退位論
マッカーサーの天皇退位論 20 三九

天皇を退位せしめ我が国として進歩せしむるは日本の

口ははた然る事として下りて我が国をさくづいて

は抑えておかないと信じて我が国に水もかた。

死しまつたマッカーサーは日本を古い神祕的古代の

かゝる長えの歴史近代の軍に改組するが日本

人の精神と人道能を退けておくとこれに總て

の方針で思想も制度も我々の事を考へて

た。それと右の種な天皇退位とは一致した

恐らくマッカーサーは今軍政の実行にあら

たりて我々を知らざるが永くしては面倒な

仕事かた。故にその上は日本の歴史を代り

とばかりは有りて便法のよみへ今道ては

マンカ「甘」の天皇陛下に
ては異論ありと云ふが、徳が日本国民
の国民文化の修進を軸とした日本
前途の達成に誠意をもつていふは
又突つたりと徳解者であるが、
徳解者たる日本国民と同列に並べて
日本国民の前途を考へて、これは徳本
の日本の徳解者達の政治意識と全く
異なるのである。

日本における統治の原則を述べ

一、小治政

(大正2.224)

一、聖徳太子の十七箇条憲法

二、礼法（礼法は徳と王の徳を指す）と王の徳

三、礼法は徳と王の徳を指す。礼法は徳と王の徳を指す。礼法は徳と王の徳を指す。

一、大化改新の歴史

田下西の歴史

收納する令政の歴史

大化改新の目的

一、采封と家系の領土

口民は土地に附着する人物

此は土地

一、大隈城壁の中の一民の項

一、治世大方針中の「民百姓」が課税
 普及されて一を徴するの事である。
 日本では統治と臣百姓より上納米を
 とり立てる。税徴と方法を整備するの
 事であった。
 一、の實心はか如き事下をうてある。

二月四日

幕府は大藩の強大化の抑制にうつといた
徳川幕府は大藩の強大化を抑制す
めに格別の御教を用いた。前田藩が銭金
五兵衛の財力を困らして強大となるをあるん
で謀略による五兵衛を獄に入れたりや
島津藩の財力を消費せしめんとして
美濃におけり大治水工濟り三川合流の
工事を命じ工事にあたるとつて武士の一同
が乱暴しとて貴を威して抑止したと
傳ふ。あつて工事は皆無事であつた。
幕府は最高の統治者の心を苦しめたこと
は最も多く大藩を上中にする事あり
であつた。

その混雑を救済する一人又は何人か
の人の出現は必要である。その一人又
は何人かを混雑する群の全員の中
から出現するものはなく群とは別の
種類の人下かこの原則である。
即ち互の時は互の食料を求めないの
では無い人である。私か互の人は
統治される人として統治する人とは
生活の中にとこか一寸異なるところがある
のである。政治的に活動する人は政治
される一般の人とは性格が多少異なるの
ではないのか。職業的政治家は天分による

日野合があるところから、
 了であるが、如何時代の時代
 下野の太りか。漫制して、
 隣口下傍秋の、
 勿論甚る吉い時代を、
 日野川所居し、
 見世か、
 有て、
 宗也か、
 江相彦、
 くの反、
 くの利、

し、この4年、武力をたぬるが、日本の
歴史をみる。今地球にはあつたとい
はく、何れかの口、即ち、武力闘争
の歴史として、さして、その歴史
は、甚だ複雑であるから、そのな
い歴史は、あつたといは、歴史の
甲、さあ、その歴史は、その歴史
要之、その歴史の歴史が、形成する
その歴史、その歴史は、その歴史
その歴史の歴史が、形成する
その歴史の歴史は、その歴史
その歴史が、形成する
その歴史の歴史は、その歴史
その歴史が、形成する

歴史としての政治史を要する場
新に政治史を以て政治史に要する場
今階級革命の勝利を以て政治史
統治者のもの関係は政治史
ゆゑに政治史の歴史の多岐なる由
おはるる政治史が政治史に要する
大位で政治史の歴史は政治史に要
するゆゑに政治史の歴史を
との歴史も古代から同一の歴史
で政治史の歴史は政治史の歴史
ゆゑに政治史の歴史は政治史の歴史
かたは政治史の歴史は政治史の歴史

若くは内河の経済が年々盛んになり、
強ては、徳川時代の交通力は遠くか
る初より、前代下流の交通は遠く
を越え、地域の振興に遠くまで
いそぎ、密に隣りあふた。この
頃、何れに亡いた口は隣りに上
て、振興される。この頃、上流の
がそれらのを、徳川時代の交通
力の弱体化、それと、その頃、
この頃、交通力は遠くまで、
この頃、振興される。故に、
この頃、交通力は遠くまで、

翠

世多甲のし

とこの土地も口家と云ふ所の地だ

水こいよ

有る事之類を連今日件向不我

候日の海不志計。大城、ノ藤と

米口が一口を二分して精治と云

いよ。新く、一國を此の所におく

右と共、此の大地米の商口は、

は旧延民世の跡、被に接し、其

國を拡大して、其の北軍

世世也、其の自生治海地と云

口家、其の復國をいよ、接し

つ、其の事、其の、其の、其の

成るに及ぶ。世界のあつたところの素
不徳の地獄かし大に地獄の事なれば
若し何れかの統治の成によつて奈
後には要するところであらうか
混乱は介測はつてゐる。だが
その外に何を言ふと云ふ。形は成
立する。世の過渡期は政変による
所なり。

二月八日

社会学原形 卷之五

一 方持論

二 自由主義の概念

三 国民性論の存在理由

四 国民性論の構想

二 先例研究の研解

三 社会法能本論
文化人類学
交流現象

五 国民性論の成立

六 国民性論と世界の家
七 国民性論の存在理由

八 民族と交際の制度化

自然法学者の国家観論

此の如く云ふ自然状態はホッブズの
場と異り、非政治社会として生
たえず国家を暗喩する。高田
階生の金徳説をサハハのコミューン
等へは皮肉りの考へを予想して
いるのは、是よりか。(以、南翠郎)
自然状態は国家の向や轉の端
はたし。国家は自然に成るは
強力者の暴力である。国家は
自由の地に生れたものではなく、誰か
造るものあり。何人かの誰か
誰かを支持して誰かを造りしめしめよ。

自然法主義の税論と又キハ一頁の

高田の税論が余の口説きの
税論の先魁税論者たることは
余に疑いなく

自然法主義の税論は或る程度に

高田に接近しては口説き物である

コトヲ云ふに税論や余は此を税

論は自然法主義の國法に依るもの

コトの自然法主義は其を不意

に云ふ。

然し自然法主義は實証的の精成

に概知しては存し。

また、高田は其の自然法主義の

移民団は受入れ口の統治下にある。
移民団には自治は付帯してある。
あれはそれは便宜のためである。移民
団には集団性も付帯してない。
受入れ口の治下にその口の口民
に準じて統治される。

華僑には集団性がある。だから
各地華僑会を統合して、聯合
の組織さえある。然し原則として
華僑会の受入れ口の治下にお
くにはあつた。然し華僑は
口民を形成する。直営の会社は
あつてもない。土地を持有ない。弱は

※

華僑は可有地又は借地の

形で土地を占居してゐる者が日本

外口人の日本居住者は日本の口民

に準じて同様の法律によつて律さ

このと思ふが日本口民と^同華僑とを

別当の取扱ひをうけるか。

法律上華僑の集團性を認め

てゐるか。

若くは華僑は如何

身分を充ちてゐる。然し他人可有又

は借地の形で土地を占有してゐる。

華僑は多つてある。大地主になつ

てゐる華僑もある。ある。*

華僑の財力による日本のための一

又は数多くの広大な土地を保有する

又は先づ~~中~~に可能である。その大き

な軍需施設を築くことも可能であ

る。兵を養ふことも可能である。

そんなものに対する制限の法の規程は

如何のうか。

△何口系
日系米口市民と

移民団と華僑と口民とを同一に

移民群とし

40

て見るとは必要である。

難民の定数は未だ充分でない。租口

に逃れ、他口内難民となる。場

合の事は、沖縄の如く、その居住

地が他口内編入された場合、恐らく

共産圏に編入され、又は他口の治下多くの地方又は

民族又は口内民はやはり同様のもの

である。

せよんおり、多口藉名調査

キフスにおけり、キリヤ系とトンの系

の対立

人同移住の工廠の函忍機

世界を介して大規模の移住現象の工廠及び日本国内の移住の工廠を遷及し直して早急に準備するのことが

二月二十三日